

# GS BRICs株式ファンド

追加型投信/海外/株式

投資信託説明書(請求目論見書)

2016.8.13

- ●本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ●この目論見書により行うGS BRICs株式ファンド(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の 募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、 有価証券届出書を平成28年2月12日に関東財務局長に提出しており、平成28年2月13日に その届出の効力が生じております。
- ●ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせ ください。

# コールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

■照会先

ホームページ www.gsam.co.jp

電話番号 03-6437-6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

発行者名 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役 桐谷 重毅

本店の所在の場所 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

有価証券届出書の写しを該当事項はありません。

縦覧に供する場所

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部	証券情報 ·····	]
第二部	ファンド情報	:
第 1	ファンドの状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	ファンドの性格	3
2	投資方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7
3	投資リスク ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
4	手数料等及び税金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
5	運用状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	26
第 2	管理及び運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
1	申込(販売)手続等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	32
2	換金(解約)手続等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	33
3	資産管理等の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
4	受益者の権利等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
第3	ファンドの経理状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
1	財務諸表	41
2	ファンドの現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
第 4	内国投資信託受益証券事務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
第三部	委託会社等の情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
第 1	委託会社等の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
1	委託会社等の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
2	事業の内容及び営業の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
3	委託会社等の経理状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
4	利害関係人との取引制限	80
5	その仲	80

# 信託約款

# 第一部【証券情報】

#### (1) 【ファンドの名称】

GS BRICs株式ファンド

(以下、「本ファンド」といいます。)

#### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」または「当社」といいます。)を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。)に基づく追加型証券投資信託です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

#### (3) 【発行(売出)価額の総額】

3,000億円\*を上限とします。

\* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

#### (4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額\*です。

(なお、上記金額に下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は含まれません。)

ただし、自動けいぞく投資契約(販売会社によっては名称が異なる場合があります。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 ( 受付時間: 営業日の午前 9 時から午後 5 時まで )

ホームページ・アドレス:www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称: BRIC)。

\* 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

#### (5)【申込手数料】

3.78%(税抜3.5%)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

## (6) 【申込単位】

販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(8) の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

#### (7)【申込期間】

2016年2月13日から2017年2月14日まで

(注)なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8)【申込取扱場所】

委託会社の指定する第一種金融商品取引業者(委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)(以下「販売会社」と総称します。)において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 ( 受付時間: 営業日の午前 9 時から午後 5 時まで )

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

# (9)【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

# (11) 【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

# (12) 【その他】

お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

# 第二部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

# 1【ファンドの性格】

# (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主としてブラジル、ロシア、インドおよび中国(以下「BRICs」といいます。)の企業およびBRICs経済に関連する企業の発行する株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

#### ■ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国 内 海 外	株 式 <u></u> 债 券	MMF MRF	インデックス型 特殊型
/	内 外	不動産投信 その他資産	ETF	1321-12
		( ) 資産複合		

- (注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。
- ・追加型:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・海外:投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・株式:投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### ■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデック ス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	( )	ファンド	( )		
大型株	年4回	日本			ТОРІХ	条件付運用型
中小型株	年6回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	欧州	オブ・ファ		その他	ロング・ショート型
一般	年12回	アジア	ンズ		( )	/絶対収益追求型
公債	(毎月)	オセアニア				
社債	日々	中南米				その他
その他債券	その他	アフリカ				( )
クレジット属性	( )	中近東				
( )		(中東)				
不動産投信		エマージング				
その他資産						
(投資信託証券						
(株式))						
資産複合						
( )						
資産配分固定型						
資産配分変更型		ΔΠΗ 1) ± = 1				LITTLE S V ++ V V

- (注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに 対するヘッジの有無を記載しています。
- ・その他資産(投資信託証券(株式)):目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年4回:目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・エマージング:目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファンド・オブ・ファンズ:目論見書または投資信託約款において、投資信託証券などを投資対象として投資するものをいいます。
- ・為替ヘッジなし:目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。
- ※ 上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/) をご参照

ください。

委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み 2.ファンドの関係法人 ①委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 b. 受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

本ファンドに3ヵ月決算型と付記することがあります。

#### <ファンドのポイント>

- 1. 主としてブラジル、ロシア、インドおよび中国(以下「BRICs」といいます。)の企業およびBRICs経済に関連する企業の発行する株式を実質的な主要投資対象とします。外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 2. ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントによる現地における企業調査等に基づき、優れた経営陣のもと持続的な成長の見込まれる銘柄を選定し、ポートフォリオを構築します。
- 3. 3ヵ月毎の決算時(毎年2月、5月、8月、11月の14日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、投資信託証券を通じて組入れている株式の値上がり益や為替の評価益等を中心に、収益分配を行います。

本ファンドは、MSCI BRICインデックス (円換算ベース) を運用上の参考指標とします。 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。 本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

本ファンドは一般的にエマージング市場に分類されるBRICsへの集中投資であり、BRICsへの投資には、社会・経済・政治の不安定要素が大きく、また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。詳しくは、後記「3 投資リスク」をご覧ください。

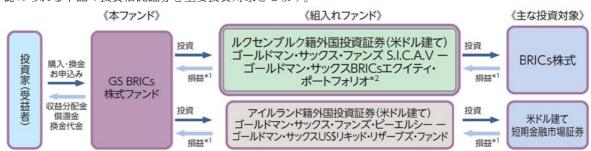
#### (2) 【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は2008年1月21日であり、同日より運用を開始しました。

#### (3) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行います。運用にあたっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



- \*1損益はすべて投資家である受益者に帰属します。
- \*2「ゴールドマン・サックスBRICsポートフォリオ」という場合があります。なお、「ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.Vーゴールドマン・サックス BRICsポートフォリオ」から当該ポートフォリオに名称を変更しました。
- ※各投資信託証券への投資比率は、資金動向および各組入れファンドの収益性等を勘案して決定するものとします。原則として ゴールドマン・サックスBRICsポートフォリオの組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。
- ※投資対象となる投資信託証券(以下「指定投資信託証券」ということがあります。)は見直されることがあります。この際、上記の 投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。
- ※ゴールドマン・サックスBRICsポートフォリオで組入れる株式については、各通貨の対米ドルでのヘッジは行いません。

#### 2. ファンドの関係法人

① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

銀行株式会社に委託することができます。

a. 委託会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社)

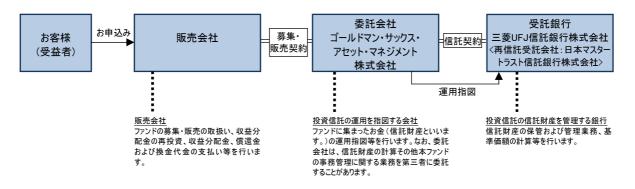
本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金(信託財産といいます。)の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 受託会社(三菱UF J 信託銀行株式会社(以下「受託銀行」といいます。)) 本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、 基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である日本マスタートラスト信託

#### c. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書(以下「募集・販売契約」といいます。)に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

#### ファンド関係法人



#### <ご参考>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2015年12月末現在、グループ全体で1兆827億米ドル(約131兆円\*)の資産を運用しています。

\*米ドルの円貨換算は便宜上、2015年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=120.61円)により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

#### ② 委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です(本書提出日現在)。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッド の営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

# c. 大株主の状況

# (本書提出日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク 市ウェスト・ストリート200番地	6, 400	100

# 2【投資方針】

#### (1)【投資方針】

#### a . 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

# b . 本ファンドの運用方針

主としてブラジル、ロシア、インドおよび中国(以下「BRICs」といいます。)の企業ならびにBRICs 諸国経済に関連する企業の発行する株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資し、その組入れを高位に保ちつつ、米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券を主要投資対象とする投資信託証券にも投資を行います。

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」ということがあります。)に分散投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

各投資信託証券への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとし、 各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

MSCI BRICインデックス(円換算ベース)を参考指標とします。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

## c. ファンドの特色

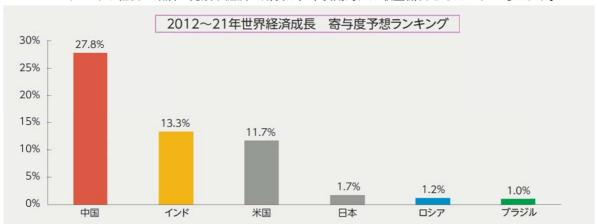
#### <BRICsとは>

BRICs(ブリックス)とは、ブラジル(Brazil)、ロシア(Russia)、インド(India)、中国(China)の頭文字を合わせた4ヵ国の総称で、2001年にGSグローバル・マクロ調査部が初めて発表しました。



## <ご参考>BRICsの成長機会

BRICsにおける社会・政治の発展や経済の成長は、中長期的には収益機会をもたらすと考えます。



出所:IMF(国際通貨基金)World Economic Outlook, April 2016のデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成、米ドル・ベース

BRICs4ヶ国と米国、日本の寄与度を比較したものです。

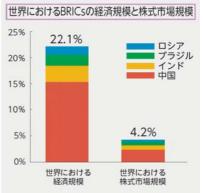
※上記は経済や市場等の一時点における予測値であり、将来の動向を示唆または保証するものではありません。経済、市場等に関する予測は、高い不確実性を伴うものであり、大きく変動する可能性があります。予測値の達成を保証するものではなく、今後予告なしに変更される可能性があります。

本ファンドは一般的にエマージング市場に分類されるBRICsへの集中投資であり、BRICsへの投資には、社会・経済・政治の不安定要素が大きく、また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。詳しくは、後記「3 投資リスク」をご覧ください。

# < B R I C s 株式の値動きと市場規模 >

世界における経済規模(GDP)の割合と比べ、BRICsの株式市場規模の割合は低位にとどまっています。





期間:2000年1月末~2016年5月末

出所: MSCI Inc.のデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

先進国株式:MSCI ワールド・インデックス(円換算ベース) BRICs株式:MSCI BRICインデックス(円換算ベース)

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご留意ください。本ファンドの実績は、後記「5 運用状況 (参考)運用実績」をご覧ください。

経済規模:国内総生産(GDP)米ドル・ベース 2016年(予測)

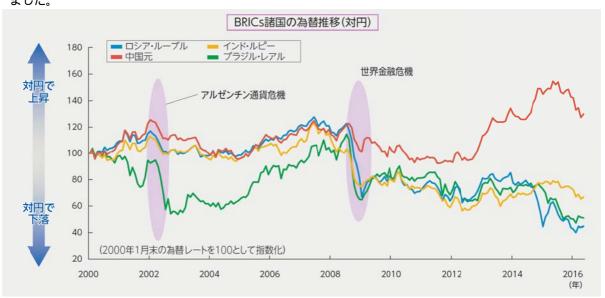
出所: IMF(World Economic Outlook, April 2016)

株式市場規模: MSCI AC ワールド・インデックス 2016年5月末

出所: MSCI Inc.のデータを基にコールト・マン・サック ス・アセット・マネシ・メント作成

## < 為替 ~ BRICs通貨の特徴~>

BRICsの通貨は値動きが大きい傾向があり、為替リスクには注意が必要です。また、社会・経済・政治の状況、他の国・地域における通貨・金融危機などによっては、一時的に大幅な下落を経験することもありました。



期間: 2000年1月末~2016年5月末

出所: ブルームバーグのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成 上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

本ファンドは一般的にエマージング市場に分類されるBRICsへの集中投資であり、BRICsへの投資には、社会・経済・政治の不安定要素が大きく、また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。詳しくは、後記「3 投資リスク」をご覧ください。

## <ファンドの運用>

本ファンドの主な組入れファンドであるゴールドマン・サックスBRICsポートフォリオの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式運用グループのエマージング市場株式 チームが主として担当します。エマージング市場株式チームは、世界各国に配置されたアナリストがリサーチを実施し、定期的なミーティングを通じて情報の共有化を図るリサーチ体制をとっています。また、チーム運用により、運用プロセスの継続性を維持することを重視しており、ボトム・アップ・アプローチによる 銘柄選択を行います。



# \*BRICsの企業およびBRICs経済に関連する企業の発行する株式

「BRICs経済に関連する企業」とは、BRICs諸国の経済成長や消費拡大により成長が見込まれる企業をいいます。これらの銘柄には、MSCIBRICインデックスの構成銘柄以外の銘柄も含まれます。したがって、当インデックスの構成銘柄以外にも投資を行うことがあります。また、当インデックスの構成銘柄であっても、必ず投資するとは限りません。

本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

#### (2)【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - 口. 金銭債権
  - 八.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形
- (b)投資対象有価証券(信託約款第17条第1項)

委託者は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期 社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特 定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短 期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。)
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- (c) 有価証券以外の投資対象(信託約款第17第2項および第3項)

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1.ないし4.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

# (e) 投資対象とする投資信託証券 (指定投資信託証券)

本ファンドは、以下の指定投資信託証券を主要投資対象とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.				
	- ゴールドマン・サックス BRICsエクイティ・ポートフォリオ				
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券 (米ドル建て)				
投資目的	主として、ブラジル、ロシア、インドおよび中国(以下「BRICs」といいま				
	す。)の企業ならびにBRICs諸国経済に関連する企業の発行する株式に投資する				
	ことにより、信託財産の長期的な成長をめざします。				
ベンチマーク	MSCI BRICインデックス(米ドル・ベース)				
主な投資対象	主として、BRICsの企業ならびにBRICs諸国経済に関連する企業の発行す				
	る株式および株式関連証券に投資します。				
	ADR(米国預託証券)、GDR(グローバル預託証券)、EDR(ヨーロッパ預				
	託証券)などにも投資できます。				
	通常の状況において、資産の 3 分の 2 以上を株式または株式関連証券に投資しま				
	す。				
主な投資制限	単一の発行体の証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%を超えないものとします。				
	に記財産の純資産総額の 10%を超える借入れは行わないものとします。				
信託報酬等	運 用 報 酬: 年率1.00%				
	申 込 手 数 料: なし				
	解約手数料: なし				
	信託財産留保額: なし				
	その他の費用: 管理会社報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および登録・名義書				
	換事務代行報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかか				
	る事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、				
	印刷費用等を含みます。)が、ファンドより実費にて支払われま				
	す。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費				
	用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。				
管理 会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービシズ・リミ				
	テッド				
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル				
決 算 日	原則として毎年11月30日				
分配 方針	原則として毎月分配を行う方針です。				

上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われます。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

1				
   ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー			
	- ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド			
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券 (米ドル建て)			
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。			
	主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することによ			
	り、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。			
	最良格付証券*として適格であり、また格付けのない場合には最良格付証券と同等			
   運用の基本方針	の信用度を有すると投資顧問会社がみなす広範な証券に投資します。			
2/13/02/21/73/21	購入時において満期まで 397 日以下の証券、証書および債務に投資し、60 日以下			
	の加重平均満期と、120 日以下の加重平均残存年限を維持します。			
	* 最良格付証券とは、一般に、公認格付機関(RSRO)により短期債券に関して最高の格付けを得ている			
	もの、およびそれに匹敵する無格付の証券をいいます。			
主な投資対象	米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券			
	通常の状況において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の 50%以			
主な投資制限	上を投資します。			
	他の投資信託証券への投資は行いません。			
	信託報酬: 年率0.35%(管理報酬・保管費用等を含みます。)を上限とします。			
信託報酬等	申込手数料: なし			
	解約手数料:なし			
管 理 会 社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービシズ・リミ			
	テッド			
投資顧問会社	会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル			
副投資顧問会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー				
決算日	原則として毎年12月31日			
分配方針	現在のところ、分配を行わず、分配可能な金額を投資方針に従い再投資する方針です。			

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

# (3)【運用体制】

#### a . 組織

本ファンドの主な組入れファンドであるゴールドマン・サックスBRICsポートフォリオの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式運用グループのエマージング市場株式チームが主として担当します。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。

#### エマージング市場株式チーム

エマージング市場株式に精通した豊富な経験を有する人材で構成されています。世界の各拠点に各セクターのリサーチ・アナリストを配置し、現地での調査を実施します。



#### マーケット・リスク管理専任部門

マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

(注1)本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2)上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

#### b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)

# c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

# (4)【分配方針】

年4回決算を行い、毎計算期末(毎年2月14日、5月14日、8月14日および11月14日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、投資信託証券を通じて組入れている株式の値上がり益や為替の評価益等を中心に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

分配金額は、委託者が収益分配方針に従って基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、 基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払を開始します。

自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により無 手数料で全額自動的に再投資されます。

自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申出ることが出来ます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

#### < 収益分配金に関わる留意点 >

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。

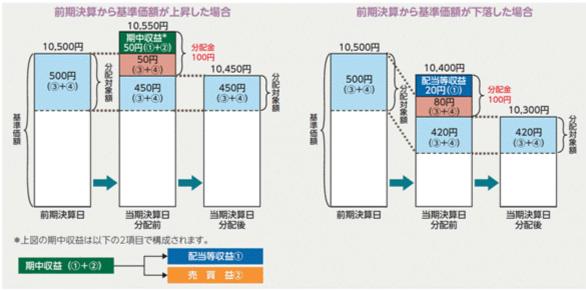


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの 収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の 基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の 評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の 追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

# 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

前記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご留意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりが、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。



普通分配金:個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の 額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

#### (5)【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

- (a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
  - 1. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
  - 2. 株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
  - 3. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
  - 4. 指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
  - 5. 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
  - 6. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法 により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
  - 7. 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
  - 8. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### (b) 信託約款上のその他の投資制限

- 1.特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第21条) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、 制約されることがあります。
- 2.外国為替予約の運用指図(信託約款第22条) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指 図することができます。
- 3. 資金の借入れ(信託約款第29条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

# (c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。

## 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンド に関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留 意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意下さい。

#### (a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

#### 1.BRICsへの投資に伴うリスク

本ファンドは一般的にエマージング市場に分類されるBRICsへの集中投資であり、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が低いことから流動性が低く、流動性が高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること(このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するために十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。)、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。また、カストディアンやブローカーに証券が預託される場合にもリスクが生じます。さらに、BRICsの株式は、先進国の株式と比較して、相対的に高い為替変動リスクを有すると考えられます。

BRICsへの投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。

#### 2.株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)・集中投資リスク

本ファンドは、外国株式を投資対象とする投資信託証券を組入れますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。また、本ファンドが組入れる投資信託証券は、少数の銘柄に集中して投資を行いますので、一般的に多数の銘柄に分散投資した場合と比較して、ボラティリティ(価格変動率)が高くより大きなリスクがある場合があります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

#### 3. 為替リスク

本ファンドの外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他のさまざまな国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

## 4. アクティブ運用に関するリスク

本ファンドが投資する投資信託証券の組入れ銘柄は、ベンチマークとするインデックスの構成銘柄から大きく異なる場合があります。その結果、各投資信託証券の純資産価格の値動きが、ベンチマークの動きから大きくかい離することがあります。

#### 5.取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

#### 6.債券の信用リスク

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券や短期金融市場証券への投資を行います。これら への投資に際しては、発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること (債務不履行)等の信用リスクが伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、債務不履行の可能性が高まった場合(格下げなど)も債券価格の下落要因となります。

#### 7.市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

#### (b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため、本ファンドが投資対象とする投資信託証券において、組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、各投資信託証券の純資産価格の下落を通じて、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

#### (c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

#### (d) 基準価額に関わる留意点

ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、主として組入れる投資信託証券の純資産価格および外貨建投資信託に投資する場合は為替レートの影響を反映します。したがって、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は必ずしも投資対象市場の動向のみを直接に反映するものではなく、組入れ投資信託証券における運用の結果を反映します。また、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、組入れ投資信託証券が採用する組入資産の評価時点の市場価格を間接的に反映するため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは、異なる動きをすることがあります。

#### (e) 参考指標に関わる留意点

本ファンドは、MSCI BRICインデックス(円換算ベース)を運用上の参考指標として運用を行いますが、実際のパフォーマンスは、参考指標を下回ることがあります。また、参考指標とするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

# (f) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続きを経て、この信託を終了させることができます。また、委託会社は、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続きを経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

## (g) 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当(および同様の支払い)の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

#### <外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)について>

外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)(以下「FATCA」といいます。)として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する(i) 2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、(ii)2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および(iii)2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い(またはその一部)は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足

しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定(以下「日米政府間協定」といいます。)を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約(以下「FFI契約」といいます。)を締結する必要があります。

- 1.受益者が「特定米国人」(すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人)および(一定の場合)特定米国人により所有される非米国人(以下「米国所有外国事業体」といいます。)に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
- 2 . FATCAを遵守していない受益者の情報(まとめて)、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
- 3.特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉 徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

- (h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点 法令・税制・会計等は変更される可能性があります。
- (i) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。 委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

#### (2)投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

- (注1) 本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。
- (注2) 上記リスク管理体制は将来変更されることがあります。

#### (3) 参考情報

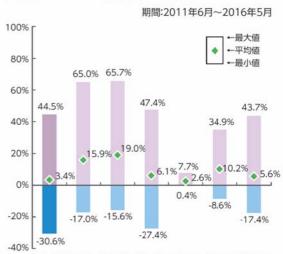
## 下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

# 本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



● 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

# 本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



本ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に 比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近 1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示した ものです。

## 各資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株: MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株: MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債: NOMURA-BPI 国債

先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド

(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

# 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

(a) 3.78%(税抜3.5%)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として 販売会社が得る手数料です。

(b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

#### (2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)請求には手数料はかかりません。

#### (3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.972%(税抜0.9%)を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	役務の内容	配分
太학소설	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、	年率0.0216%
委託会社 	目論見書・運用報告書等の作成 等	(税抜0.02%)
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、	年率0.918%
	分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	(税抜0.85%)
受託銀行	ファンドの財産の管理、	年率0.0324%
文元或1]	委託会社からの指図の実行 等	(税抜0.03%)

ただし、組入れる投資信託証券において、ファンドの運用等の対価として年率1.00%程度の運用報酬を別途受領しますので、受益者が実質的に負担する信託報酬は、概算で年率1.972%(税込)程度となります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

## (参考)組入れる投資信託証券の運用報酬等

投資信託証券の名称	運用報酬率(年率)
ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V ゴールドマン・サックス BRICsエクイティ・ポート フォリオ	年率1.00% <sup>*1</sup>
アイルランド籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ・ ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS \$ リキッド・リザーブ ズ・ファンド	年率0.35% <sup>*2</sup>

<sup>\*1</sup> 投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途かかります。

詳しくは前記「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 (e) 投資対象とする投資信託証券(指定投資信託証券)」をご覧ください。

<sup>\*2</sup> 管理報酬、保管費用等を含む上限。

#### (4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)。

- (a) 株式等の売買委託手数料
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c)借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・ 税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)

なお、(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

また、このほかに、組入れる投資信託証券においても、各組入投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用、株式等の売買手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等が支払われます。

#### (5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 個人の受益者の場合\*1

時期項目		税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×20.315% <sup>*2</sup>
換金時 (解約請求の場合)	所得税および地方税	譲渡益×20.315% <sup>*2</sup>
償還時	所得税および地方税	譲渡益×20.315% <sup>*2</sup>

<sup>\*1</sup> 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金(特別分配金)は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。 また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税 等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、少額投資非課税制度 (NISA)の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が

<sup>\*2</sup> 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・20歳以上の方・・・毎年、年間120万円まで
- ・20歳未満の方・・・毎年、年間80万円まで(2016年4月1日より)

NISAの非課税期間(5年)以内に信託期間が終了した場合(繰上償還を含む)、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額(NISA枠)を再利用することはできません。

#### <個別元本について>

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど 当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本 払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記のく収益分配金の課税について>をご覧ください。)

#### < 収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

# 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税(配当控除の適用なし)または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。 収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限ります。)、他の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および譲渡所得等ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

# 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15% (所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:15.315%(所得税15.315%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

# < 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および譲渡所得等ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され 法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:15.315%(所得税15.315%)

# 5【運用状況】

# (1)【投資状況】

(2016年5月31日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	2,155,629,136	97.19
	アイルランド	53,622,804	2.42
小計	-	2,209,251,940	99.61
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	8,653,706	0.39
合計(純資産総額)	-	2,217,905,646	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2016年5月31日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセ ンプル ク	投資証券	ゴールドマン・サック ス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サッ クス BRICs ポート フォリオ IX シェア クラス	3,026,570.925	703.35	2,128,756,489	712.23	2,155,629,136	97.19
2	アイルランド	投資証券	ゴールドマン・サック ス・ファンズ・ピーエ ルシー・ゴクス US\$リ キッド・リザーブズ・ ファンド・ョナン・ ファューション・ キェアクラス	39.468	1,358,413.70	53,613,872	1,358,640.01	53,622,804	2.42

# 業種別及び種類別投資比率

(2016年5月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資証券	99.61
合計	99.61

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# 【投資不動産物件】

(2016年5月31日現在) 該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】

(2016年5月31日現在) 該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

2016年5月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1 口当たり 純資産額(円) (分配落)	1 口当たり 純資産額(円) (分配付)
第 1 特定期間末 (2008年 5 月14日)	5,574	5,837	1.0597	1.1097
第 2 特定期間末 (2008年11月14日)	2,428	2,428	0.3703	0.3703
第 3 特定期間末 (2009年 5 月14日)	3,536	3,536	0.5065	0.5065
第 4 特定期間末 (2009年11月16日)	6,156	6,156	0.7047	0.7047
第 5 特定期間末 (2010年 5 月14日)	6,928	6,928	0.7034	0.7034
第 6 特定期間末 (2010年11月15日)	7,213	7,213	0.7257	0.7257
第7特定期間末(2011年5月16日)	6,294	6,294	0.6918	0.6918
第 8 特定期間末 (2011年11月14日)	5,051	5,051	0.5494	0.5494
第 9 特定期間末 (2012年 5 月14日)	4,889	4,889	0.5328	0.5328
第10特定期間末 (2012年11月14日)	4,764	4,764	0.5452	0.5452
第11特定期間末 (2013年 5 月14日)	5,429	5,429	0.7207	0.7207
第12特定期間末 (2013年11月14日)	4,221	4,221	0.6767	0.6767
第13特定期間末 (2014年 5 月14日)	3,722	3,722	0.7179	0.7179
第14特定期間末 (2014年11月14日)	3,618	3,618	0.8319	0.8319
第15特定期間末 (2015年 5 月14日)	3,538	3,538	0.9197	0.9197
第16特定期間末 (2015年11月16日)	2,774	2,774	0.7787	0.7787
第17特定期間末 (2016年 5 月16日)	2,148	2,148	0.6772	0.6772
2015年 5 月末日	3,578	-	0.9371	-
6月末日	3,346	-	0.8916	-
7月末日	3,133	-	0.8544	-
8月末日	2,745	-	0.7611	-
9月末日	2,546	-	0.7090	-
10月末日	2,769	-	0.7745	-
11月末日	2,740	-	0.7879	-
12月末日	2,583	-	0.7637	-
2016年 1 月末日	2,261	-	0.6714	-
2月末日	2,123	-	0.6335	-
3月末日	2,369	-	0.7075	-
4月末日	2,233	-	0.7021	-
5 月末日	2,217	-	0.6992	-

<sup>(</sup>注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

# 【分配の推移】

期	期間	1 口当たりの分配金(円)
第 1 特定期間	2008年1月21日~2008年5月14日	0.0500
第 2 特定期間	2008年 5 月15日 ~ 2008年11月14日	0.0000
第3特定期間	2008年11月15日~2009年5月14日	0.0000
第4特定期間	2009年 5 月15日 ~ 2009年11月16日	0.0000
第 5 特定期間	2009年11月17日~2010年5月14日	0.0000
第6特定期間	2010年 5 月15日 ~ 2010年11月15日	0.0000
第7特定期間	2010年11月16日~2011年5月16日	0.0000
第8特定期間	2011年 5 月17日 ~ 2011年11月14日	0.0000
第 9 特定期間	2011年11月15日~2012年5月14日	0.0000
第10特定期間	2012年 5 月15日 ~ 2012年11月14日	0.0000
第11特定期間	2012年11月15日~2013年5月14日	0.0000
第12特定期間	2013年 5 月15日 ~ 2013年11月14日	0.0000
第13特定期間	2013年11月15日~2014年5月14日	0.0000
第14特定期間	2014年 5 月15日 ~ 2014年11月14日	0.0000
第15特定期間	2014年11月15日~2015年5月14日	0.0000
第16特定期間	2015年 5 月15日 ~ 2015年11月16日	0.0000
第17特定期間	2015年11月17日~2016年5月16日	0.0000

# 【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第 1 特定期間	2008年1月21日~2008年5月14日	11.0
第 2 特定期間	2008年 5 月15日 ~ 2008年11月14日	65.1
第3特定期間	2008年11月15日~2009年5月14日	36.8
第4特定期間	2009年 5月15日~2009年11月16日	39.1
第 5 特定期間	2009年11月17日~2010年5月14日	0.2
第6特定期間	2010年 5月15日~2010年11月15日	3.2
第7特定期間	2010年11月16日~2011年5月16日	4.7
第8特定期間	2011年 5 月17日 ~ 2011年11月14日	20.6
第 9 特定期間	2011年11月15日~2012年5月14日	3.0
第10特定期間	2012年 5 月15日 ~ 2012年11月14日	2.3
第11特定期間	2012年11月15日~2013年5月14日	32.2
第12特定期間	2013年 5 月15日 ~ 2013年11月14日	6.1
第13特定期間	2013年11月15日~2014年5月14日	6.1
第14特定期間	2014年 5 月15日 ~ 2014年11月14日	15.9
第15特定期間	2014年11月15日~2015年5月14日	10.6
第16特定期間	2015年 5 月15日 ~ 2015年11月16日	15.3
第17特定期間	2015年11月17日~2016年5月16日	13.0

# (4)【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定及び解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1特定期間	2008年1月21日~2008年5月14日	5,563,367,697	303,039,944	5,260,327,753
第2特定期間	2008年 5 月15日 ~ 2008年11月14日	2,203,436,371	906,449,379	6,557,314,745
第3特定期間	2008年11月15日~2009年5月14日	847,813,393	422,068,177	6,983,059,961
第4特定期間	2009年5月15日~2009年11月16日	2,586,756,231	833,656,832	8,736,159,360
第 5 特定期間	2009年11月17日~2010年5月14日	2,684,057,750	1,570,292,162	9,849,924,948
第6特定期間	2010年 5 月15日 ~ 2010年11月15日	944,627,152	855,615,465	9,938,936,635
第7特定期間	2010年11月16日~2011年5月16日	717,979,646	1,558,639,945	9,098,276,336
第8特定期間	2011年5月17日~2011年11月14日	772,392,731	676,374,859	9,194,294,208
第 9 特定期間	2011年11月15日~2012年5月14日	614,982,423	631,966,694	9,177,309,937
第10特定期間	2012年5月15日~2012年11月14日	527,096,447	965,534,682	8,738,871,702
第11特定期間	2012年11月15日~2013年5月14日	801,936,526	2,007,214,644	7,533,593,584
第12特定期間	2013年 5 月15日 ~ 2013年11月14日	246,795,286	1,542,427,231	6,237,961,639
第13特定期間	2013年11月15日~2014年5月14日	193,275,614	1,246,006,093	5,185,231,160
第14特定期間	2014年 5 月15日 ~ 2014年11月14日	151,962,761	987,275,471	4,349,918,450
第15特定期間	2014年11月15日~2015年5月14日	284,309,754	787,144,112	3,847,084,092
第16特定期間	2015年 5 月15日 ~ 2015年11月16日	126,357,969	410,215,005	3,563,227,056
第17特定期間	2015年11月17日~2016年5月16日	117,322,743	507,236,118	3,173,313,681

<sup>(</sup>注) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

#### (参考)運用実績

#### 最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2016年5月31日現在

#### 基準価額・純資産の推移

#### 2008年1月21日(設定日)~2016年5月31日 (円) 12,000 (億円) 200 基準価額 分配金再投資基準価額 純資産総額(右軸) 10,000 150 8,000 100 6,000 50 4,000 2,000 12/1 13/1 14/1 15/1 16/1 (年/月)

#### 基準価額•純資産総額

基準価額	6,992円
純資産総額	22.2億円

#### 期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	-0.41%
3ヵ月	10.37%
6ヵ月	-11.26%
1年	-25.39%
3年	-0.40%
5年	-0.11%
設定来	-26.78%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	15/5/14	15/8/14	15/11/16	16/2/15	16/5/16	直近1年累計	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	500円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

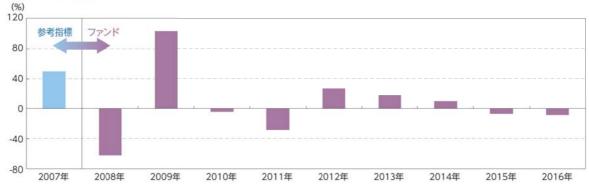
## 主要な資産の状況

#### 組入上位銘柄

	銘 柄	国	通貨	実質通貨*	業種	組入比率
1	騰訊(テンセント・ホールディングス)	中国	香港ドル	香港ドル	情報技術	9.2%
2	貴州茅臺酒	中国	米ドル	中国元	生活必需品	4.4%
3	香港交易及結算所(香港証券取引決済所)	中国	香港ドル	香港ドル	金融	4.2%
4	モスクワ取引所	ロシア	米ドル	ロシア・ルーブル	金融	3.6%
5	バジャジ・ファイナンス	インド	インド・ルピー	インド・ルピー	金融	3.2%
6	中国工商銀行	中国	香港ドル	香港ドル	金融	3.1%
7	中国建設銀行(チャイナ・コンストラクション・バンク)	中国	香港ドル	香港ドル	金融	2.9%
8	友邦保険控股(AIAグループ)	中国	香港ドル	香港ドル	金融	2.9%
9	BBセグリダーデ・パルティチパソエス	ブラジル	ブラジル・レアル	ブラジル・レアル	金融	2.8%
10	BM&Fボベスパ	ブラジル	ブラジル・レアル	ブラジル・レアル	金融	2.8%

<sup>\*</sup>実質的に影響を受ける通貨を表示しています。

# 年間収益率の推移



- ●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。
- ●2007年は参考指標の収益率を表示しています。
- ●2008年は設定日(1月21日)から年末までの騰落率、2016年は1月から5月末までの騰落率を表示しています。
- ●参考指標はあくまで参考情報であり、本ファンドの運用実績ではありません。なお、本ファンドにベンチマークはありません。

# 第2【管理及び運営】

# 1【申込(販売)手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。 お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日\*1受付けます。毎営業日の午後3時\*2まで に、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当 日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。
  - \* 1 英国証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日(以下「ファンド休業日」といいます。)に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受付けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受付けるものとします。
  - \*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。
- (2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります(ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。)。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(販売会社によっては名称が異なる場合があります。)を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込 手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資 する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手 可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437)6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス:www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:BRIC)。

- (4) お買付単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。
- (5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

# 2【換金(解約)手続等】

- (1) ご換金(解約)のお申込みは、毎営業日\*1受付けます。毎営業日の午後3時\*2までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。
  - \*1 「ファンド休業日」を除きます。
  - \*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。
- (2) 受益者は、販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは販売 会社にお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。
- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437)6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:BRIC)。

- (5) 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437)6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:BRIC)。年2回(5月および11月)の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2008年1月21日から開始し、2018年5月14日を終了日とします。なお、委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。また、下記「(5) その他 a . 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

### (4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年2月15日から5月14日まで、5月15日から8月14日まで、8月15日から11月14日までおよび11月15日から翌年2月14日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2008年1月21日から2008年5月14日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

#### (5)【その他】

### a . 信託の終了

### (a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。繰 上償還を行う場合は、下記(b)に定める書面決議による手続きを準用します。

#### (b) その他の事由による信託の終了

(i) 監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記 b.に記載する受益者の書面決議による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。)、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。)、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは(新受託者の選任を行う場合は、下記 b.に定める手続を準用します。)、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託会社の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に違反して信託

財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を申立てることができます。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託銀行を解任することはできないものとします。

(ii) また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると 認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を 終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を 監督官庁に届け出ます。

委託会社は、上記(b) その他の事由による信託の終了(ii)の事項ついて書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

の書面決議において、受益者(委託会社および本ファンドの信託財産に本ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本(b)および下記 b . において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって 行います。

から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案に つき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには 適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、 上記 から までに規定する手続きが困難な場合には適用しません。

#### b . 約款変更等

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができ、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本b.「約款変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、 の事項( の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって 行います。

書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

から までの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあって も、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合 は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

### c. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が本ファンドの一部の解約をすること

により当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる 委託者指図型投資信託に該当するため、上記 a . に規定する信託契約の解約または上記 b . に規定する重 大な約款変更等を行う場合において、法令に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受け ません。

#### d. 関係法人との契約の更改等

#### 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

e . 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### f . 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託銀行の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が 整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次の各号に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者(受託銀行の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

#### g. 投資信託証券の登録の管理

投資信託財産に属する外国投資信託証券については、受託銀行名義で当該外国投資信託証券の管理会社 において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣 例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

#### h . 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本h.において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

## i . 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速 やかに登記または登録をするものとします。 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i . 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券にかかる買戻し請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

#### k . 再投資の指図

委託会社は、上記の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

1.他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託銀行に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ・他の受益者の氏名または名称および住所
- ・他の受益者が有する受益権の内容
- m.信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められたときは、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託期間を延長することができます。

n . 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を 指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、 上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができ ます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、 受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金(信託終了時の本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額)は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- (3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続
  - 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2管理及び運営 2換金 (解約)手続等」をご覧ください。
    - 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社

を通じて受益者に支払います。

## (4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日(一般コースの場合)および交付開始前(自動けいぞく投資コースの場合)までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いを もって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および 一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があ ればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

## (6) 換金手続等

前記「第2管理及び運営 2換金(解約)手続等」をご覧ください。

# 第3【ファンドの経理状況】

(1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成27年11月17日から平成28年5月16日まで)の財務諸表について、PwCあらた監査法人による監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月15日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

## PwCあらた監査法人

指定社員公認会計士 リーク (文主 大学) 発務執行社員 公認会計士 リーク (文主 大学) 高い

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS BRICs株式ファンドの平成27年11月17日から平成28年5月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GSBRICs株式ファンドの平成28年5月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 1【財務諸表】

# 【GS BRICs株式ファンド】

# (1)【貸借対照表】

(一)【貝目以照衣】			
区分	注記 番号 -	前期 (平成27年11月16日現在)	当期 (平成28年 5 月16日現在)
	田石	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		17,788,533	16,995,155
投資証券		2,766,426,005	2,138,547,293
未収利息		13	-
流動資産合計		2,784,214,551	2,155,542,448
資産合計		2,784,214,551	2,155,542,448
負債の部			
流動負債			
未払解約金		2,270,674	878,205
未払受託者報酬		227,980	179,740
未払委託者報酬		6,611,365	5,212,373
未払利息		-	46
その他未払費用		351,059	276,767
流動負債合計		9,461,078	6,547,131
負債合計		9,461,078	6,547,131
純資産の部			
元本等			
元本		3,563,227,056	3,173,313,681
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		788,473,583	1,024,318,364
(分配準備積立金)		620,001,193	540,526,616
元本等合計		2,774,753,473	2,148,995,317
純資産合計		2,774,753,473	2,148,995,317
負債純資産合計		2,784,214,551	2,155,542,448

# (2)【損益及び剰余金計算書】

		前期	当期
区分	注記 番号	自 平成27年 5 月15日 至 平成27年11月16日	自 平成27年11月17日 至 平成28年5月16日
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
受取配当金		16,383,257	14,151,765
受取利息		3,331	1,398
有価証券売買等損益		622,217,623	65,091,161
為替差損益		104,500,399	274,763,376
営業収益合計		501,330,636	325,701,374
営業費用			
支払利息		-	2,076
受託者報酬		503,210	379,424
委託者報酬		14,593,061	11,003,191
その他費用		793,044	587,744
営業費用合計		15,889,315	11,972,435
営業利益又は営業損失( )		517,219,951	337,673,809
経常利益又は経常損失()		517,219,951	337,673,809
当期純利益又は当期純損失( )		517,219,951	337,673,809
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		13,560,534	18,397,173
期首剰余金又は期首欠損金()		308,742,728	788,473,583
剰余金増加額又は欠損金減少額		44,346,131	155,772,726
当期一部解約に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		44,346,131	155,772,726
剰余金減少額又は欠損金増加額		20,417,569	35,546,525
当期追加信託に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		20,417,569	35,546,525
分配金		-	-
期末剰余金又は期末欠損金()		788,473,583	1,024,318,364

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	<u> </u>	当期
区分	自 平成27年 5 月15日 至 平成27年11月16日	自 平成27年11月17日 至 平成28年5月16日
1 . 有価証券の評価基準及び評価	投資証券	投資証券
方法	移動平均法に基づき、法令及び一	同左
	般社団法人投資信託協会規則に従	
	い、時価評価しております。	
2 . デリバティブの評価基準及び	為替予約取引	為替予約取引
評価方法	為替予約の評価は、原則として、	同左
	わが国における対顧客先物売買相場	
	の仲値によって計算しております。	
3 . その他財務諸表作成のための	(1) 外貨建取引等の処理基準	(1) 外貨建取引等の処理基準
基本となる重要な事項	外貨建取引については、「投資	同左
	信託財産の計算に関する規則」	
	(平成12年総理府令第133号)第60	
	条に基づき、取引発生時の外国通	
	貨の額をもって記録する方法を採	
	用しております。	
	但し、同61条に基づき、外国通	
	貨の売却時において、当該外国通	
	貨に加えて、外貨建資産等の外貨	
	基金勘定及び外貨建各損益勘定の	
	前日の外貨建純資産額に対する当	
	該売却外国通貨の割合相当額を当	
	該外国通貨の売却時の外国為替相	
	場等で円換算し、前日の外貨基金	
	勘定に対する円換算した外貨基金	
	勘定の割合相当の邦貨建資産等の	
	外国投資勘定と、円換算した外貨	
	基金勘定を相殺した差額を為替差	
	損益とする計理処理を採用してお	
	ります。	
	(2)特定期間の取扱い	(2)特定期間の取扱い
	平成27年11月14日及びその翌日	平成27年11月14日及びその翌日
	が休業日のため、当特定期間末日	が休業日のため、当特定期間期首
	は平成27年11月16日としておりま	は平成27年11月17日としておりま
	す。	す。また、平成28年 5 月14日及び
		その翌日が休業日のため、当特定
		期間末日は平成28年 5 月16日とし
		ております。

# (貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成27年11月16日現在)	当期 (平成28年 5 月16日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	3,847,084,092円	3,563,227,056円
期中追加設定元本額	126,357,969円	117,322,743円
期中一部解約元本額	410,215,005円	507,236,118円
2 . 受益権の総数	3,563,227,056□	3,173,313,681□
3.元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は788,473,583円であります。	純資産額が元本総額を下回ってお り、その差額は1,024,318,364円で あります。

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自 平成27年 5 月15日 至 平成27年11月16日	当期 自 平成27年11月17日 至 平成28年 5 月16日
分配金の計算過程		
	平成27年 5 月15日から 平成27年 8 月14日までの計算期間	平成27年11月17日から 平成28年 2 月15日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	416,132円	576,873円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	- 円	- <del>P</del>
収益調整金額	273,382,700円	272,604,481円
分配準備積立金額	642,965,184円	575,041,566円
本ファンドの分配対象収益額	916,764,016円	848,222,920円
本ファンドの期末残存口数	3,636,936,705□	3,362,590,223□
10,000口当たり収益分配対象額	2,520円	2,522円
10,000口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円
	平成27年 8 月15日から 平成27年11月16日までの計算期間	平成28年 2 月16日から 平成28年 5 月16日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	- 円	6,781,710円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	- 円	- <del>P</del>
収益調整金額	278,193,634円	266,762,346円
分配準備積立金額	620,001,193円	533,744,906円
本ファンドの分配対象収益額	898,194,827円	807,288,962円
本ファンドの期末残存口数	3,563,227,056□	3,173,313,681□
10,000口当たり収益分配対象額	2,520円	2,543円
10,000口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

# (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	前期	当期
区分	自 平成27年 5 月15日 至 平成27年11月16日	自 平成27年11月17日 至 平成28年5月16日
1 . 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託とし	同左
	て、有価証券等への投資ならびにデ	
	リバティブ取引を信託約款に定める	
	「運用の基本方針」に基づき行って	
	おります。	
2 . 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資	同左
	産は投資証券であり、売買目的で保	
	有しております。	
	デリバティブ取引には、通貨関連	
	では為替予約取引が含まれておりま	
	す。デリバティブ取引は、信託財産	
	に属する資産の効率的な運用に資す	
	るため、ならびに価格変動リスクを	
	回避する目的で利用しています。	
	投資対象とする金融商品の主なリ	
	スクは価格が変動する事によって発	
	生する市場リスク、金融商品の発行	
	者や取引先等の経営・財務状況が悪	
	化した場合に発生する信用リスク、	
	及び金融商品の取引量が著しく乏し	
	い場合に発生する流動性リスクがあ	
	ります。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオ	同左
	ペレーション部門では、運用チーム	
	から独立した立場で、法令や信託約	
	款等に実際の売買取引が則っている	
	か、また日々のポジションのモニタ	
	リングを行っております。	
	マーケット・リスク管理専任部門	
	では、運用チームとは独立した立場	
	で、運用チームにより構築されたポ	
	ジションのリスク水準をモニタリン	
	グし、各運用チーム、リスク検討委	
	員会に報告します。	
	リスク検討委員会は、法務部・コ	
	ンプライアンス部を含む各部署の代	
	表から構成されており、マーケッ	
	ト・リスク管理専任部門からの報告	
	事項に対して、必要な報告聴取、調	
	査、検討、決定等を月次で行いま	
	す。	

# 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 自 平成27年 5 月15日	当期 自 平成27年11月17日
	至 平成27年11月16日	至 平成28年 5 月16日
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら	金融商品は時価で計上しているた	同左
の差額	め記載を省略しております。	
2 . 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品	(1) 有価証券以外の金融商品
	有価証券以外の金融商品につい	同左
	ては、短期間で決済され、時価は	
	帳簿価額と近似しているため、当	
	該帳簿価額を時価としておりま	
	す。	
	(2)有価証券	(2)有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項	同左
	に関する注記)」の「有価証券の	
	評価基準及び評価方法」に記載し	
	ております。	
3.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価には、市場価格に	同左
いての補足説明	基づく価額のほか、市場価格がない	
	場合には合理的に算定された価額が	
	含まれております。当該価額の算定	
	においては一定の前提条件等を採用	
	しているため、異なる前提条件等に	
	よった場合、当該価額が異なること	
	もあります。	

# (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

4手*五	前期 (平成27年11月16日現在)	当期 (平成28年 5 月16日現在)	
<b>種類</b>	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
投資証券	145,322,040	312,618,675	
合計	145,322,040	312,618,675	

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

# (1口当たり情報)

区分	前期 (平成27年11月16日現在)	当期 (平成28年 5 月16日現在)
1口当たり純資産額	0.7787円	0.6772円

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

# (4)【附属明細表】 有価証券明細表

(ア) 株式 該当事項はありません。

#### (イ) 株式以外の有価証券

( ' /	1/12/0//1 02 F3	1m HT >3		Т	
通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ IX シェアクラ ス	3,023,198.454	19,167,078.19	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンドインスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス	39.468	483,269.08	
小計				19,650,347.27	
				(2,138,547,293)	
۵	·=1			2,138,547,293	
	計			(2,138,547,293)	

- (注) 1.通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。 2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

# 外貨建有価証券の内訳

71737—1010—1017				
通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率	
米ドル	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

## (参考情報)

本ファンドは、「ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ IX シェアクラス」を主要投資対象としております。

「ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ IX シェアクラス」は、ルクセンブルク籍の会社型の外国投資信託です。同投資証券は、平成27年11月30日に計算期間が終了し、ルクセンブルクにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。

なお、この投資証券について、以下に記載する「資産負債計算書」及び「投資有価証券明細表」等の情報は、財務書類から抜粋・翻訳したものであり、全てのクラスが対象となっております。また、以下に記載する情報は監査対象外です。

ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ IX シェアクラス

# 資産負債計算書 平成27年11月30日現在

	成27年11月30日現在	(単位:米ドル)
資産		
デリバティブを除く投資有価証券時価評価額		203,378,637
外国為替予約取引および特定クラス投資信託証券 る未実現利益	<b>学の外国為替予約取引にかか</b>	6,871
現金		135,692
投資売却未収金		495,084
投資信託証券売却未収金		39,033
未収配当金		128,749
未収貸株料		1,766
その他資産		26,052
資産合計		204,211,884
負債		
当座借越		1,961
外国為替予約取引および特定クラス投資信託証 る未実現損失	<b>学の外国為替予約取引にかか</b>	467,677
投資信託証券買戻未払金		138,852
未払投資顧問報酬		256,061
未払管理事務代行報酬および保管費用		38,488
未払販売報酬およびサービシング報酬		35,891
未払名義書換事務代行報酬		74,027
未払キャピタル・ゲイン税		246,632
未払監査報酬		15,315
未払管理会社報酬		5,209
未払取締役報酬		782
未払弁護士報酬		63,846
未払保険料		4,300
未払印刷費		4,986
未払広告費		481
配当金および利息にかかる未払源泉税		10,557
未払税務顧問報酬		39,043
未払支払代理人等報酬		8,306
未払規制報告報酬		1,664
負債合計		1,414,078
投資主資本		202,797,806

# 投資有価証券明細表 平成27年11月30日現在

株数	銘柄名称	評価額 (米ドル)	投資主資本割合(%)
並通性士 02 2004	公認の金融商品取引所に上場されている譲渡性有価証券		
普通株式 - 92.38% ブラジル			
1,222,266	AmBev S.A. (Food, Beverages & Tobacco)	5,887,119	2.90
633,578	Banco Bradesco S.APreferred (Banks)	3,452,209	1.70
671,141	BB Seguridade Participacoes S.A. (Insurance)	4,635,874	2.29
1,311,184	BM&FBovespa S.A. (Diversified Financial Services)	3,967,932	1.96
370,389	CETIP S.AMercados Organizados (Diversified Financial Services)	3,527,697	1.74
199,310	Itau Unibanco Holding S.APreferred (Banks)	1,419,069	0.70
1,296,628	Odontoprev S.A. (Insurance)	3,409,880	1.68
		26,299,780	12.97
4,893,200	Agricultural Bank of China Ltd. "H" (Banks)	1,876,038	0.9
1,681,000	ANTA Sports Products Ltd. (Retail)	5,085,082	2.5
1,078,000	CAR, Inc. (Commercial Services)	2,021,229	1.0
8,026,910	China Construction Bank Corp. "H" (Banks)	5,520,699	2.7
4,170,600	China Petroleum & Chemical Corp. "H" (Oil & Gas)	2,560,621	1.2
1,824,500	China Vanke Co., Ltd. "H" (Real Estate)	4,544,280	2.2
15,136	Ctrip.com International LtdADR (Internet)	1,572,328	0.7
1,486,500	Great Wall Motor Co., Ltd. "H" (Automobile Manufacturers)	1,825,056	0.9
561,500	Hengan International Group Co., Ltd. (Healthcare Products)	5,646,400	2.7
10,583,835	Industrial & Commercial Bank of China Ltd. "H" (Banks)	6,406,461	3.1
92,741	JD.com, IncADR (Internet)	2,852,713	1.4
3,600,000	PetroChina Co., Ltd. "H" (Oil & Gas)	2,565,730	1.2
1,266,580 635,000	PICC Property & Casualty Co., Ltd. "H" (Insurance) Ping An Insurance Group Co. of China Ltd. "H" (Insurance)	2,749,857 3,480,963	1.3 1.7
	Qunar Cayman Islands LtdADR (Leisure Time)		0.7
31,542 1,399,000	Shanghai Fosun Pharmaceutical Group Co., Ltd. "H" (Pharmaceuticals)	1,438,315	2.2
715,000	Shenzhou International Group Holdings Ltd. (Apparel)	4,535,253 3,756,697	1.8
947,700	Tencent Holdings Ltd. (Internet)	18,864,544	9.3
111,500	Vipshop Holdings LtdADR (Internet)	1,854,245	0.9
111,000	The state of the s	79,156,511	39.0
<b>香港</b>			
326,500	China Mobile Ltd. (Telecommunications)	3,708,905	1.8
573,000	Galaxy Entertainment Group Ltd. (Lodging)	1,688,619	0.8
158,489	Hong Kong Exchanges and Clearing Ltd. (Diversified Financial Services)	4,131,628	2.0
487,900	IMAX China Holding, Inc. 144A (Entertainment)	3,226,373	1.5
9,846,000 338,500	Sino Biopharmaceutical Ltd. (Pharmaceuticals) Techtronic Industries Co., Ltd. (Hand/Machine Tools)	9,286,728 1,371,532	4.5 0.6
338,300	Techtronic industries co., Ltd. (Idaid/Machine 10015)	23,413,785	11.5
インド			
236,718	Aurobindo Pharma Ltd. (Pharmaceuticals)	2,878,227	1.4
342,258	Axis Bank Ltd. (Banks)	2,410,232	1.1
51,019	Bajaj Finance Ltd. (Diversified Financial Services)	4,221,400	2.0
4,614	Bosch Ltd. (Auto Parts & Equipment)	1,291,732	0.6
45,839	Container Corp. Of India Ltd. (Transportation)	955,255	0.4
89,030	CRISIL Ltd. (Commercial Services)	2,655,292	1.3
3,818	Eicher Motors Ltd. (Automobile Manufacturers)	958,418	0.4
38,528	Gillette India Ltd. (Cosmetics/Personal Care)	2,713,491	1.3
45,411	Grasim Industries LtdGDR (Building Materials) Info Edge India Ltd. (Commercial Services)	2,549,490	1.2
130,688 141,368	Infosys Ltd. (Computers)	1,753,574	0.8 1.1
101,238	Infosys Ltd. (Computers)	2,306,265 1,674,477	0.8
822,413	Prestige Estates Projects Ltd. (Real Estate)	2,506,459	1.2
41,786	Siemens Ltd. (Electrical Components & Equipment)	776,330	0.3
87,239	Tata Consultancy Services Ltd. (Computers)	3,094,213	1.5
408,609	Thermax Ltd. (Machinery-Diversified)	5,338,185	2.6
150,141	Titan Co., Ltd. (Retail)	867,073	0.4
,		38,950,113	19.2
コシア		4 000 0:-	
1,369,503	Alrosa AO (Mining)	1,092,010	0.5
8,450	Gazprom OAO-ADR (Oil & Gas)	35,397	0.0
409,312	Gazprom OAO-ADR (Oil & Gas)	1,714,608	0.8
115,795	Lukoil PJSC-ADR (Oil & Gas)	4,478,951	2.2
31,858	Magnit PJSC (Food, Beverages & Tobacco)	5,831,375	2.8
3,645,486	Moscow Exchange MICEX-RTS PJSC (Diversified Financial Services)	5,239,781	2.5
279,986	Rosneft OAO-GDR (Oil & Gas)	1,136,743	0.5
4.75 IL DAN	T/T N/ la l	19,528,865	9.6
<b>普通株式合計(取得</b> /	<b>京価 米ドル 186,712,539)</b>	187,349,054	92.3

株数		銘柄名称				評価額 (米ドル)	投資主資本割合(%)
	権証券 - 3.7	6%					
中国	197,030		,	Ltd. "A"-Deutsche ges & Tobacco)	Bank AG London, exp. 12/24-	6,565,590	3.24
	254,900	`	p Co., Ltd	. "A"-Morgan Stanl	ey Asia Products Ltd., exp.	1,062,699	0.52
		.2, .0		ago,	_	7,628,289	3.76
新株予約	権証券合計(	取得原価 米	ドル 7,511	,381)		7,628,289	3.76
投資信託 米国	証券 - 4.15%	6					
	211,583	iShares Chi	na Large-Ca	p ETF		7,800,007	3.85
	26,378	iShares MSC	I Brazil Ca	pped ETF		601,287	0.30
						8,401,294	4.15
		双得原価 米ド				8,401,294	4.15
_				<b>有価証券合計(取得原</b> 例	西 米ドル 204,127,017)	203,378,637	100.29
デリバテ	ィブ取引を際	除く評価額(取	得原価 米 🛚	*Jレ 204,127,017)		203,378,637	100.29
特定クラ	ス投資信託証	E券の外国為替	予約取引 - (	(0.23%)			
13/2/				(0.2070)		4070704	
通貨		元本(買)	通貨	元本(売)	満期日	未実現利益 (米ドル)	投資主資本割合(%)
通貨 USD		534,750	通貨 EUR		満期日 21/12/2015		投資主資本割合(%) 0.00
通貨 USD		(,	通貨 EUR	元本(売)		(米ドル)	
通貨 USD		534,750	通貨 EUR	元本(売)		(米ドル) 6,871	0.00
通貨 USD ヘッジ目		534,750 替予約取引未実	通貨 EUR 現利益 通貨	元本(売) 498,681	21/12/2015	(米ドル) 6,871 6,871 未実現損失	0.00
通貨 USD ヘッジ目 通貨 EUR	的の外国為権	534,750 替予約取引未実 元本(買)	通貨 EUR 現利益 通貨 USD	元本(売) 498,681 元本(売)	21/12/2015 満期日	(米ドル) 6,871 6,871 未実現損失 (米ドル)	0.00 0.00 0.00 投資主資本割合(%)
通貨 USD ヘッジ目 通貨 EUR ヘッジ目	的の外国為を	534,750 替予約取引未実 元本(買) 13,407,591	通貨 EUR 現利益 通貨 USD 現損失	元本(売) 498,681 元本(売)	21/12/2015 満期日	(米ドル) 6,871 6,871 未実現損失 (米ドル) (467,677)	0.00 0.00 投資主資本割合(%) (0.23)
通貨 USD ヘッジ目 通貨 EUR ヘッジ目 投資評価	的の外国為を	534,750 替予約取引未実 元本(買) 13,407,591 替予約取引未実	通貨 EUR 現利益 通貨 USD 現損失	元本(売) 498,681 元本(売)	21/12/2015 満期日	(米ドル) 6,871 6,871 未実現損失 (米ドル) (467,677) (467,677)	0.00 0.00 投資主資本割合(%) (0.23) (0.23)
通貨 USD ヘッジ目 通貨 EUR ヘッジ目 投資評価	的の外国為を 的の外国為を 額(取得原の 産・負債	534,750 替予約取引未実 元本(買) 13,407,591 替予約取引未実	通貨 EUR 現利益 通貨 USD 現損失	元本(売) 498,681 元本(売)	21/12/2015 満期日	(米ドル) 6,871 6,871 未実現損失 (米ドル) (467,677) (467,677) 202,917,831	0.00 0.00 投資主資本割合(%) (0.23) (0.23) 100.06
通貨 USD ヘッジ目 通貨 EUR へッジ を表現である。 なり、 ののでは、	的の外国為を 的の外国為を 額(取得原何 産・負債	534,750 替予約取引未実 元本(買) 13,407,591 替予約取引未実	通貨 EUR 現利益 通貨 USD 現損失	元本(売) 498,681 元本(売)	21/12/2015 満期日	(米ドル) 6,871 6,871 未実現損失 (米ドル) (467,677) (467,677) 202,917,831 (120,025)	0.00 0.00 投資主資本割合(%) (0.23) (0.23) 100.06 (0.06)
通貨 USD へッジ目 通貨 EUR へ投資の他資子の資子合計 デリバテ	的の外国為春 的の外国為春 額(取得原何 産・負債 本 ィブ取引を修	534,750 香予約取引未実 元本(買) 13,407,591 香予約取引未実 所 米ドル 20 余く投資合計(	通貨 EUR 現利益 通貨 USD 現損失 4,127,017)	元本(売) 498,681 元本(売)	21/12/2015 満期日 21/12/2015	(米ドル) 6,871 6,871 未実現損失 (米ドル) (467,677) (467,677) 202,917,831 (120,025) 202,797,806 評価額	0.00 0.00 投資主資本割合(%) (0.23) (0.23) 100.06 (0.06) 100.00
通貨 USD ・ USD ・ 回	的の外国為を 的の外国為を 額(取得原位 産・負債 本 ・ ・ ・ で ・ で で で で で で で で で で で で で	534,750	通貨 EUR 現利益 通貨 USD 現損失 4,127,017)	元本(売) 498,681 元本(売) 14,660,262	21/12/2015 満期日 21/12/2015	(米ドル) 6,871 6,871 未実現損失 (米ドル) (467,677) (467,677) 202,917,831 (120,025) 202,797,806 評価額 (米ドル) 203,378,637 6,871	0.00 0.00 投資主資本割合(%) (0.23) (0.23) 100.06 (0.06) 100.00 投資主資本割合(%)
通り USD	的の外国為春 的の外国為春 額(取得原促 産・負債 本 イブ取引を終 予約取引未ま	534,750	通貨 EUR 現利益 通貨 USD 現損失 4,127,017)	元本(売) 498,681 元本(売) 14,660,262	21/12/2015 満期日 21/12/2015	(米ドル) 6,871 6,871 未実現損失 (米ドル) (467,677) (467,677) 202,917,831 (120,025) 202,797,806 評価額 (米ドル) 203,378,637 6,871 (467,677)	0.00 0.00 0.00 投資主資本割合(%) (0.23) 100.06 (0.06) 100.00 投資主資本割合(%)
通り USD	的の外国為を 的の外国為を のの外国為を のの外国為を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	534,750	通貨 EUR 現利益 通貨 USD 現損失 4,127,017)	元本(売) 498,681 元本(売) 14,660,262	21/12/2015 満期日 21/12/2015	(米ドル) 6,871 6,871 未実現損失 (米ドル) (467,677) (467,677) 202,917,831 (120,025) 202,797,806 評価額 (米ドル) 203,378,637 6,871	0.00 0.00 投資主資本割合(%) (0.23) (0.23) 100.06 (0.06) 100.00 投資主資本割合(%)

# 2【ファンドの現況】

# 【純資産額計算書】

(平成28年5月31日現在)

資産総額 2,221,438,193円 負債総額 3,532,547円 純資産総額( - ) 2,217,905,646円 発行済口数 3,172,001,671口 1口当たり純資産額( / ) 0.6992円

# 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a 受益権の名義書換 該当事項はありません。
- b 受益者に対する特典 該当事項はありません。
- c 受益権の譲渡制限 該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。
- d その他 本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

## 第三部【委託会社等の情報】

## 第1【委託会社等の概況】

## 1【委託会社等の概況】

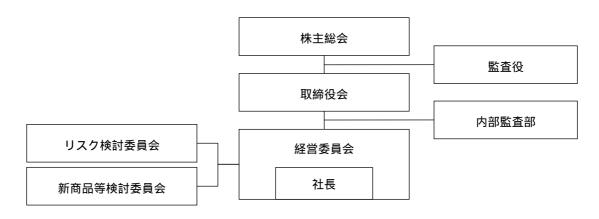
(1) 資本金の額(本書提出日現在)

資本金の額:金4億9,000万円 発行する株式の総数:8,000株 発行済株式の総数:6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減:該当事項はありません。

#### (2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、 取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統 括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します(取締役会の専権事項を除きます。)。

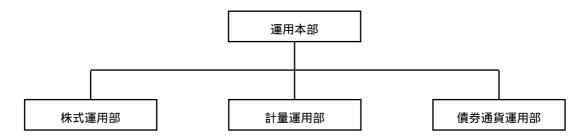
リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため(議決権行使に関する方針を含みます。)、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、戦略株式運用部、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメンツ・アンド・マネージャー・セレクション部、不動産運用部、マルチプロ

ダクト・ファンド部およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

#### 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を 行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っ ています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行って います。

## 委託会社の運用するファンド

2016年6月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです(親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	109	1,572,750,934,759
合計	109	1,572,750,934,759

# 3【委託会社等の経理状況】

## 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

## 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、平成27年7月1日に名称を変更し、PwCあらた監査法人となりました。

# 独立監査人の監査報告書

平成28年3月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

## PwCあらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 業務執行社員 红,不其 2)

指定社員公認会計士 レイフンまた

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成27年12月31日 までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針 及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務賭表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって 終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# (1)【貸借対照表】

期別	(平成27	第20期 年3月31日現在	E)	第21期 (平成27年12月31日現在)			
		;	資産の部				
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			6, 748, 612			8, 541, 657	
有価証券			13, 297, 906			12, 097, 990	
支払委託金			39			26	
収益分配金		39			26		
前払費用			18			157	
未収委託者報酬			1, 842, 228			1, 527, 034	
未収運用受託報酬			1, 578, 480			1, 885, 724	
未収収益			368, 604			11, 848	
繰延税金資産			826, 971			1, 079, 356	
流動資産計			24, 662, 860	88. 5		25, 143, 796	90. 7
固定資産							
投資その他の資産			3, 193, 568			2, 580, 738	
投資有価証券		1, 596, 511			573, 290		
長期差入保証金		10,000			10,000		
繰延税金資産		1, 587, 056			1, 997, 448		
固定資産計			3, 193, 568	11.5		2, 580, 738	9. 3
資産合計			27, 856, 428	100.0		27, 724, 534	100.0

期別 (平成27			第20期 年3月31日現在	E)	第21期 (平成27年12月31日現在)				
負債の部									
科目	注記番号	内訳	内訳 金額 構成比			金額	構成比		
		千円	千円	%	千円	千円	%		
流動負債									
預り金			599			580			
未払金			585, 816			538, 691			
未払収益分配金		229			242				
未払償還金		72			72				
未払手数料		585, 514			538, 376				
未払費用			3, 406, 376			4, 518, 812			
未払法人税等			957, 171			888, 102			
未払消費税等			470, 936			205, 603			
流動負債計			5, 420, 899	19. 5		6, 151, 789	22. 2		
固定負債									
長期未払費用			6, 285, 478			7, 097, 924			
固定負債計			6, 285, 478	22.6		7, 097, 924	25. 6		
負債合計			11, 706, 378	42. 0		13, 249, 714	47.8		

期別	(平成27	第20期 年3月31日現在	E)	第21期 (平成27年12月31日現在)						
純資産の部										
科目 内訳 金額 構				構成比	内訳	金額	構成比			
		千円	千円	%	千円	千円	%			
株主資本										
資本金			490, 000			490, 000				
資本剰余金			390, 000			390, 000				
資本準備金		390,000			390, 000					
利益剰余金			14, 867, 795			13, 545, 174				
その他利益剰余金		14, 867, 795			13, 545, 174					
繰越利益剰余金		14, 867, 795			13, 545, 174					
株主資本合計			15, 747, 795	56. 5		14, 425, 174	52. 0			
評価・換算差額等										
その他有価証券評価差額金		402, 254			49, 646					
評価・換算差額等合計			402, 254	1.4		49, 646	0.2			
純資産合計			16, 150, 050	58. 0		14, 474, 820	52. 2			
負債・純資産合計			27, 856, 428	100.0		27, 724, 534	100.0			

# (2) 【損益計算書】

		期別	第20期 期別 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日			第21期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日			
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬			14, 066, 674			11, 823, 135	
		運用受託報酬	* 2		9, 173, 012			6, 961, 333	
		その他営業収益	<b>*</b> 2		5, 932, 747			4, 316, 802	
		営業収益計			29, 172, 434	100.0		23, 101, 271	100.0
		営業費用							
		支払手数料			6, 754, 210			5, 363, 613	
		広告宣伝費			139, 448			102, 758	
		調査費			6, 692, 987			5, 350, 334	
		委託調査費	* 2	6, 692, 987			5, 350, 334		
		委託計算費			220, 885			159, 321	
		営業雑経費			384, 844			197, 324	
		通信費		205, 675			9, 974		
		印刷費		147, 770			161, 506		
公文	営	協会費		31, 398			25, 843		
経常損益	営業損	営業費用計			14, 192, 375	48.6		11, 173, 351	48. 4
損益	益の	一般管理費							
0)	部	給料			7, 106, 650			5, 734, 984	
部		役員報酬		228, 309			185, 510		
		給料・手当		2, 654, 259			2, 319, 237		
		賞与		1, 251, 694			746, 339		
		株式従業員報酬	* 1	1, 027, 305			797, 337		
		その他の報酬		1, 945, 082			1, 686, 559		
		交際費			84, 594			57, 202	
		寄付金			71, 518			63, 290	
		旅費交通費			234, 673			187, 482	
		租税公課			83, 891			71, 744	
		不動産賃借料			416, 707			268, 044	
		退職給付費用			842, 766			698, 807	
		事務委託費			376, 536			398, 407	
		諸経費			998, 793			941, 860	
		一般管理費計			10, 216, 131	35. 0		8, 421, 824	36. 5
		営業利益			4, 763, 926	16. 3		3, 506, 095	15. 2

		期別		第20期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日			第21期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日		
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益 収益分配金 受取利息 投資有価証券売却益 株式従業員報酬 為替差益 雑益 営業外費用 支払利能 業外費用息 大式送費報酬 大式送益 大式送益 大型業外費用 支払利能 大式送量報酬 大式送量報酬 大式送量報酬 大式送量報酬 大式送量報酬	*1		49, 958 18, 605 36, 653 — — 1, 332 106, 549  138 434, 620 33, 391 1, 065	0.4		502, 884 14, 231 66, 895 59, 655 12, 446 — 656, 114 — — — — — — 8	2.8
		営業外費用計			469, 216	1.6		8	0.0
私	引前	経常利益 経常利益			4, 401, 260 4, 401, 260	15. 1 15. 1		4, 162, 200 4, 162, 200	18. 0
		1			2, 267, 605	7.8		1, 978, 986	8. 6
-		2等調整額			18, 387	0. 1		△494, 163	△2. 1
当	期糾	柜利益			2, 115, 267	7. 3		2, 677, 378	11.6

# (3) 【株主資本等変動計算書】

# 第20期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位:千円)

				株主資本			評価・換	算差額等	
		資本剰	制余金	利益剰	削余金				
	資本金	資本準備	資本剰余	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合 計	<b>恤</b>	評価・換 算差額等 合計	純資産合計
		金	金合計	繰越利益剰 余金	合計		価差額金	ПВІ	
平成26年4月1日残高	490, 000	390, 000	390, 000	15, 752, 528	15, 752, 528	16, 632, 528	235, 400	235, 400	16, 867, 928
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△3, 000, 000	△3, 000, 000	△3, 000, 000			△3, 000, 000
当期純利益				2, 115, 267	2, 115, 267	2, 115, 267			2, 115, 267
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)							166, 854	166, 854	166, 854
事業年度中の変動額合計				△884,732	△884,732	△884,732	166, 854	166, 854	△717,878
平成27年3月31日残高	490, 000	390, 000	390, 000	14, 867, 795	14, 867, 795	15, 747, 795	402, 254	402, 254	16, 150, 050

# 第21期 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)

(単位:千円)

				株主資本			評価・換	算差額等	
		資本剰	制余金	利益剰	制余金				
	資本金	資本準備	資本剰余	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価ご券評	評価・換 算差額等 合計	純資産合計
		金	金合計	繰越利益剰 余金	合計		価差額金		
平成27年4月1日残高	490, 000	390, 000	390, 000	14, 867, 795	14, 867, 795	15, 747, 795	402, 254	402, 254	16, 150, 050
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△4,000,000	△4, 000, 000	△4, 000, 000			△4,000,000
当期純利益				2, 677, 378	2, 677, 378	2, 677, 378			2, 677, 378
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)							△352,608	△352, 608	△352, 608
事業年度中の変動額合計	I	l	ı	△1, 322, 621	△1, 322, 621	△1, 322, 621	△352,608	△352,608	△1, 675, 229
平成27年12月31日残高	490, 000	390, 000	390, 000	13, 545, 174	13, 545, 174	14, 425, 174	49,646	49, 646	14, 474, 820

重要な会計方針	
1. 有価証券の評価基準及び	その他有価証券
評価方法	時価のあるもの
	時価をもって貸借対照表価額とし、取
	得原価(移動平均法による原価法)ない
	し償却原価との評価差額については全部
	純資産直入法によっております。
	時価のないもの
	移動平均法による原価法によっており
	ます。
2. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金
2. Jan. 124	貸倒懸念債権等特定の債権について
	は個別に回収可能性を勘案し、回収不
	能見込額を計上しております。
	(2) 金融商品取引責任準備金
	金融商品取引事故による損失に備え
	るため、金融商品取引法第46条の5第
	1項に基づく責任準備金を計上してお
2. スの仲野変製事作中のた	ります。
3. その他財務諸表作成のた	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法
めの基本となる重要な事	役員及び従業員に付与されておりま
項	す、ザ・ゴールドマン・サックス・グ
	ループ・インク株式に係る報酬につい
	ては、企業会計基準第8号「ストッ
	ク・オプション等に関する会計基準」
	及び企業会計基準適用指針第11号「ス
	トック・オプション等に関する会計基
	準の適用指針」に準じて、権利付与日
	公正価値及び付与された株数に基づき
	計算される費用を権利確定計算期間に
	わたり人件費(一般管理費)として処
	理しております。また、ザ・ゴールド
	マン・サックス・グループ・インクお
	よびゴールドマン・サックス・ジャパ
	ン・ホールディングス有限会社との契
	約に基づき当社が負担する、権利付与
	日以降の株価の変動により発生する損
	益については営業外損益として処理し
	ております。
	(2) 消費税等の会計処理
	消費税及び地方消費税の会計処理
	は、税抜方式によっております。
	(3) 決算日の変更に関する事項
	当社は平成27年6月26日開催の株主
	総会で決算日を3月31日から12月31日
	に変更致しました。これに伴い、平成
	27年12月期の会計年度は平成27年4月
	1日から平成27年12月31日までの9ヶ
	月間となりました。
<u> </u>	

# 注記事項

# (貸借対照表関係)

第20期	第21期
(平成27年 3 月31日現在)	(平成27年12月31日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

# (損益計算書関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
* 1 株式従業員報酬	* 1	株式従業員報酬	
役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴール		同左	
ドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報			
酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与さ			
れた株数に基づき算出し配賦されております。			
* 2 関係会社項目	<b>*</b> 2	関係会社項目	
関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれ		同左	
ております。			
営業収益		営業収益	
運用受託報酬 2,942,406千円		運用受託報酬	1,882,545千円
その他営業収益 5,828,635千円		その他営業収益	4, 175, 357千円
営業費用		営業費用	
委託調査費 6,692,987千円		委託調査費	5, 350, 334千円

# (株主資本等変動計算書関係)

第20期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

# 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6, 400	_	_	6, 400

# 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年12月12日 臨時株主総会	普通株式	3, 000, 000	468, 750	平成26年12月18日	平成26年12月18日

# 第21期(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

# 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6, 400	_	_	6, 400

## 2. 配当に関する事項

# 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年12月18日 臨時株主総会	普通株式	4, 000, 000	625, 000	平成27年12月21日	平成27年12月21日

# (リース取引関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項	同左
はありません。	

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

#### ② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

### 信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権(当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等)に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

#### 市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

## 流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

# 第20期

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	6, 748, 612	6, 748, 612	_
有価証券			
その他有価証券	13, 297, 906	13, 297, 906	_
未収委託者報酬	1, 842, 228	1, 842, 228	_
未収運用受託報酬	1, 578, 480	1, 578, 480	_
投資有価証券			
その他投資有価証券	1, 596, 511	1, 596, 511	_

## 金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は 帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、 直近の基準価額によっております。

## 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超
現金・預金	6, 748, 612	_	_	_	_	_
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるも の	13, 300, 000	_	_	_	_	_
未収委託者報酬	1, 842, 228	_	_	_	_	_
未収運用受託報酬	1, 578, 480	_	_	_	_	_

## 第21期

(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

## ② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

#### 信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権(当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等)に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

### 市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

## 流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

# 第21期

(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

# (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	8, 541, 657	8, 541, 657	_
有価証券			
その他有価証券	12, 097, 990	12, 097, 990	_
未収委託者報酬	1, 527, 034	1, 527, 034	_
未収運用受託報酬	1, 885, 724	1, 885, 724	_
投資有価証券			
その他投資有価証券	573, 290	573, 290	_

# 金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は 帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、 直近の基準価額によっております。

# 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超
現金・預金	8, 541, 657		_	_	_	_
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるも の	12, 100, 000	_	_	_	_	_
未収委託者報酬	1, 527, 034	_	_	_	_	_
未収運用受託報酬	1, 885, 724	_	_	_	_	_

# (有価証券関係)

# 第20期

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	1,002,000	1, 596, 511	594, 511
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	13, 297, 906	13, 297, 906	-

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	500, 000	573, 290	73, 290
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	12, 097, 990	12, 097, 990	1

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額(千円		益の合計額 千円)	売却損の合計額 (千円)
285,	818	36, 653	1,065

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
568, 887	66, 895	8

# (デリバティブ取引関係)

第20期 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、	同左
該当事項はありません。	

# (退職給付関係)

第20期 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要	1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、退職給付制度を採用しておりません。	同左
2. 退職給付費用に関する事項	2. 退職給付費用に関する事項
損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付	同左
費用負担金相当額を、退職給付費用として計上してお	
ります。	

# (税効果会計関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)			第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
1.	繰延税金資産及び繰延税金負債の 内訳	発生の主な原因別	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別 内訳	
	繰延税金資産 (流動資産)		繰延税金資産(流動資産)	
	未払費用	735,838千円	未払費用 980,373千円	
	未払事業税	67, 023	未払事業税 64,201	
	その他	24, 108	その他 34,781	
	小計	826, 971	小計 1,079,356	
	繰延税金資産(流動資産)	826, 971	繰延税金資産(流動資産) 1,079,356	
	繰延税金資産(固定資産)		繰延税金資産(固定資産)	
	長期未払費用	1, 710, 136	長期未払費用 1,939,534	
	その他	69, 177	その他 81,558	
	小計	1, 779, 313	小計 2,021,092	
	繰延税金負債(固定負債)		繰延税金負債(固定負債)	
	その他有価証券評価差額金	$\triangle$ 192, 256	その他有価証券評価差額金 △23,644	
	小計	△192, 256	小計 △23,644	
	繰延税金資産(固定資産) の純額	1,587,056千円	繰延税金資産(固定資産) の純額 1,997,448千円	
2.	法定実効税率と税効果会計適用後	の法人税等の負担	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担	
	率との間に重要な差異があるとき	の、当該差異の原	率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原	
	因となった主要な項目別の内訳		因となった主要な項目別の内訳	
	法定実効税率	35.64 %	法定実効税率 33.06 %	
	(調整)		(調整)	
	賞与等永久に損金に算入されない 項目	10.62 %	賞与等永久に損金に算入されない 3.02 % 項目	
	法人税等の税率変更による繰延税 金資産の修正	5.57 %	その他 <u>△0.40</u> % 税効果会計適用後の法人税等の負 <u>○5.67</u> %	
	その他	0.11 %	代別未云計適用後の伝入代寺の貞 担率 35.67 %	
	税効果会計適用後の法人税等の負 担率	51.94 %		

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延 税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年 法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成 27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率 及び事業税率の引下げが行われることとなりまし た。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の 計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%か ら、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が 見込まれる一時差異については33.10%に、平成28 年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。この 税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負 債の金額を控除した金額)は225百万円減少し、法 人税等調整額が245百万円増加しております。 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延 税金負債の金額の修正

該当事項はありません。

# (セグメント情報等)

第20期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

# [セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

#### 「関連情報」

1. 製品及びサービスに関する情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	14, 066, 674	9, 173, 012	5, 932, 747	29, 172, 434

# 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
25, 087, 105	4, 085, 328	29, 172, 434

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

# (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項は ありません。

第21期(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

## [セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

# [関連情報]

1. 製品及びサービスに関する情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	11, 823, 135	6, 961, 333	4, 316, 802	23, 101, 271

## 2. 地域ごとの情報

# (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計		
19, 904, 703	3, 196, 568	23, 101, 271		

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

# (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

# 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

# (関連当事者情報)

## 第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

# 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ゴールドマ ン・サック ス・アセッ ト・マネジ	アメリカ 合衆国 ニュー	8 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益(注1) 運用受託報酬 (注1)	5, 828, 635 2, 942, 406		_
	メント・エル・ピー	ヨーク州	L 73 1 7 4		<b>LIX</b> 30/0		委託調査費の 支払(注1)	6, 692, 987		

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益、運用受託報酬、ならびに委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定 しております。

# 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

#### 兄弟会社等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業	_	業務委託 役員の兼 任	兼務従業員の 人件費等の支 払(注1)	2, 452, 937	有価証券	13, 297, 906
111	会社					有価証券 の購入	14(任1)		未払費用	287, 201
親会社の子会	ゴールドマ ン・サック ス・ジャパ ン・ホール	東京都港区	100 百万円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総	_	従業員出 向受入等 役員の兼	出向者に関す る人件費等の 負担金 (注2)		未払費用	2, 791, 417
社	ディングス有限会社		日ガロ	ろいます。 務・施設管 理業務受託		任	営業費用及 び一般管理 費	6, 803, 100	長期未払費用	6, 188, 739
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・バン ク・USA	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業	_	現金の預入	_	_	現金・預金	1, 975, 463
親会社 の子会社	ゴールドマ ン・サック ス・インベ ストメン ト・ストラ テジー・ LLC	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	37 百万ドル	投資顧問業	_	投資助言	_	_	未収収益	354, 819

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。
- (注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)より出向している役員 及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

# 親会社又は重要な関連会社に関する注記

# 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (未上場)

## 第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

# 親会社及び法人主要株主等

利	重類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		ゴールドマ						その他営業収 益(注1)	4, 175, 357		
親	会社	ン・サック ス・アセッ ト・マネジ メント・エ	合衆国ニュー	8 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	運用受託報酬 (注1)	1, 882, 545	_	_
		ル・ピー						委託調査費 (注1)	5, 350, 334		

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益、運用受託報酬、ならびに委託調査費に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

## 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式 会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		業務委託 役員の兼 任 有価証券 の購入	兼務従業員の 人件費等 (注1)	2, 233, 594	有価証券	12, 097, 990
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・ジャール ディングス 有限会社	東京都港区	100 百万円	ゴー・サット マクス・ アクー 終 業 務 要 業 務 受 手 記 形 手 記 き た り た り た り た り た り た り た り た り た り た	-	従業員出 向受入等 役員の兼 任	出向者に関す る人件費等 (注2)	5, 538, 780	未払費用 長期未払 費用	3, 776, 015 7, 075, 447
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・バン ク・USA	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業	_	現金の預入	_	_	現金・預金	1, 344, 386

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 兼務従業員の人件費等に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。
- (注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)より出向している役員 及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

# 親会社又は重要な関連会社に関する注記

#### 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (未上場)

# (1株当たり情報)

第20期 (自 平成26年4月) 至 平成27年3月3	-	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)		
1株当たり純資産額	2, 523, 445円38銭	1株当たり純資産額	2,261,690円72銭	
1株当たり当期純利益金額	330,510円53銭	1株当たり当期純利益金額	418, 340円43銭	
損益計算書上の当期純利益	2, 115, 267千円	損益計算書上の当期純利益	2,677,378千円	
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利 益	2, 115, 267千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2, 677, 378千円	
差額	_	差額	_	
期中平均株式数		期中平均株式数		
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株	
なお、潜在株式調整後1株当たり いては、新株予約権付社債等潜在株 ておりません。		同左		

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

# 5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

#### 信託約款

### 追加型証券投資信託 GS BRICs株式ファンド

#### 運用の基本方針

約款第20条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

#### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

投資信託証券(投資信託の受益証券および投資法人の投資 証券をいい、外国投資信託の受益証券および外国投資証券を 含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

#### (2) 運用方針

- ① 主として、ブラジル、ロシア、インドおよび中国(以下「BRICs」といいます。)の企業ならびに BRICs 諸国経済に関連する企業の発行する株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資し、その組入れを高位に保ちつつ、米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券を主要投資対象とする投資信託証券にも投資を行います。
- ② 外貨建資産については、原則として対円での為替へッジは行いません。
- ③ 投資信託証券への投資は、高位に維持することを基本とします。
- ④ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託 証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に分散投資を 行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直さ れることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信 託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。
- ⑤ 各投資信託証券への投資比率は、資金動向および各投資 信託証券の収益性等を勘案して決定するものとし、各投資 信託証券への投資比率には制限を設けません。
- ⑥ MSCI BRIC インデックス(円換算ベース)を参考指標とします。
- ⑦ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ⑤ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- ⑥ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 3. 収益分配方針

年4回決算を行い、毎計算期末(毎年2月14日、5月14日、8月14日および11月14日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および

売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

- ② 分配金額は、委託者が収益分配方針に従って基準価額水準、 市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場 動向等によっては分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

#### 追加型証券投資信託 GS BRICs株式ファンド

#### 信託約款

#### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号)(以下「信託 法」といいます。)の適用を受けます。

#### (信託事務の委託)

第2条

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における受託者の利害関係人に対する業務の委託については、受託者は、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

### (信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として、受益者のために利殖の 目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

## (信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更する ことができます。

## (信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2018年5月14日 までとします。

### (募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 委託者は、この信託について、金融商品取引法第2条第3 項第1号に掲げる募集を行います。

② この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託 及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により 行われます。

# (当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

# (受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、500億口を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式 等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の うえ、同法の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に 再分割できるものとします。

#### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託は、原則として毎営業日にこれを行うものとします。追 加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当 該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入 担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人 投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産 総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいま す。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。 なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有 価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同 じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対 顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国にお ける計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を 生ずることはありません。

### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の 規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定 が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継す る者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除 き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、 振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするた め社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。 振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、 社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記 載または記録を行います。

# (受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託 契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信 託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益 権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### (受益権の申込単位および価額等)

第13条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、毎営業日において1ロ単位もしくは1円単位または当該販売会社が別途定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、別に定める投資信託証券(以下「ファンド体業日」といいます。)における休業日(以下「ファンド体業日」といいます。)の場合は、追加信託の申込みを受付けないものとします。ただし、第38条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは あらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を 行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.5%を上限として販売会社が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1 口につき1 円に、1 円に3.5%を上限として販売会社が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、販売会社と別に定めるGS BRIC s株式ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第 33 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5) 前各項の規定にかかわらず、販売会社は、金融商品取引所 (金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所 および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外 国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、 外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤 作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能 となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが 生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受 益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた 取得申込みを取消すことができます。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載また は記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

## (投資の対象とする資産の種類)

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる ものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び 投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをい います。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - 口. 金銭債権
  - ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15 号に掲げるものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### (運用の指図範囲等)

- 第 17 条 委託者は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次 の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価 証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資す ることを指図します。
  - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。)
  - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 号の証券または証書の性質を有するもの
  - 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に 限ります。)
  - ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
    - 1. 預金
    - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
    - 3. コール・ローン
    - 4. 手形割引市場において売買される手形
  - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### (利害関係人等との取引等)

- 第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 23 条において同じ。)、第 23 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条ならびに第 17 条第 1 項および第 2 項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
  - ② 前項の取扱いは、第 22 条および第 27 条から第 29 条における委託者の指図による取引その他これらに類する行為についても同様とします。
  - ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
  - ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条および第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
  - ⑤ 前各項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信 託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行い ません。

#### (投資顧問顧客との間の取引等)

第19条

委託者は、法令上認められる場合に限り、信託財産と(i)委託者もしくは委託者の利害関係人等である金融商品取引業者の営む投資助言業務に係る顧客または(ii)委託者もしくはかかる金融商品取引業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引を行うことを受託者に指図することができます。

#### (運用の基本方針)

第 20 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の 基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 21 条

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の 理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあ ります。

#### (外国為替予約の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを 回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができま

#### (信託業務の委託等)

第23条

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、 信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするとき は、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関 係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に 懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が 整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、 受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人 を含みます。)に委託することができるものとします。
  - 1. 信託財産の保存に係る業務
  - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の 信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する 行為
- ④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

# (投資信託証券の登録の管理)

第24条

信託財産に属する外国投資信託証券については、受託者名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

### (混蔵寄託)

第25条

金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法 第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者お よび外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者 をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還 金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した 外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が 保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種 金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 26 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、 信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認め る場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
  - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をする ものとします
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託 財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をすると ともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するもの とします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにす る方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## (一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にか かる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券にかかる買戻 し請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等 の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第28条

委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、 有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等に かかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金 を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第29条

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益 分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額 は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産 中より支弁します。

### (担保権設定にかかる確認的規定)

ができます。

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすること

② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産 中より支弁します。

# (損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者等による資金の立替え)

- 第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、外国投資 証券の発行または投資口の割当がある場合で、委託者の申出 があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前2項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託の計算期間)

第 33 条

この信託の計算期間は、毎年2月15日から5月14日まで、5月15日から8月14日まで、8月15日から11月14日まで および11月15日から翌年2月14日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2008年1月21日から2008年5月14日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該 当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算 期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日と し、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (信託財産に関する報告等)

- 第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関 する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
  - ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
  - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

# (信託事務の諸費用)

第 35 条

信託事務の処理等に要する諸費用、監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める 場合には、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の 設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかか る上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

### (信託報酬の額および支弁の方法)

- 第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の90の率を乗じて得た額とします。
  - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託 財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は 別に定めます。
  - ③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信 託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配)

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を 控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経 費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に 相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配す ることができます。なお、次期以降の分配にあてるため、そ の一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に 繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第38条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者 の指定する日から販売会社を通じて、毎計算期間の末日におい て振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益 者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一 部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当 該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益 権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または 記録されている受益権については原則として取得申込者としま す。)に支払います。
  - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
  - ③ 前項の規定にかかわらず、販売会社は、受益者がその有する 受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間 を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得 申込を中止することを申し出た場合においては、当該受益権に 帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支 払うことができます。
  - ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から販売会社を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ⑤ 一部解約金は、第 41 条第 1 項(同条第 5 項が適用される場合は同条第 6 項)に定める受益者による一部解約の実行の請

求日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社を通じて当該受益者に支払います。

- ⑥ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金 および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において 行うものとします。本条に定める受益者への支払については、委 託者は当該販売会社に対する支払いをもって免責されるものとし ます。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金 および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者 が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればそ の金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金 (所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の 信託時の受益権の価額と元本との差額をいいます。)は、原則と して、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配の つど調整されるものとします。本項に規定する「各受益者毎の信 託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託 時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重 平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑧ この信託約款の他の規定にかかわらず、万一販売会社が本条に定める受益者への支払を怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者に過失がない場合に限り、受託者の承諾を得て委託者は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第39条 受益者が、収益分配金については前条第1項および第3項に 規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、 ならびに信託終了による償還金について前条第4項に規定する 支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権 利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属しま す。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、収益分配金については第38条第1項および第3 項に規定する支払開始日ならびに第38条第2項に規定する 交付開始前までに、償還金については第38条第4項に規定す る支払開始日までに、一部解約金については第38条第5項に 規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座 等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等 に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、 受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

### (信託の一部解約)

- 第41条 受益者は、毎営業日において、自己に帰属する受益権につき、委託者に当該営業日を一部解約の実行の請求日として、1 口単位または販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
  - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ファンド休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営 業日の基準価額とします。
  - ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
  - ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます

- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。この場合において、第 43 条第 2 項から第 6 項までの規定を準用します。

#### (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第42条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## (信託契約の解約)

- 第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面 決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書 面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、 当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れてい る受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議 の通知を発します。
  - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の 信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る 受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は 受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することがで きます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、 当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみな します。
  - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定する信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

## (信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 44 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けた ときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させ ます
  - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更し ようとするときは、第 48 条の規定にしたがいます。

## (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約 し、信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する 委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じた ときは、この信託は、第 48 条の規定による決議の効力が発生し ない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間にお いて存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第46条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲 渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡 することがあります。
  - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させること があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させること があります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 47 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第 48 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
  - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信 託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

- 第 48 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
  - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
  - ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  - 害面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその 効力を生じます。
  - ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更 等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託 約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意 の意思表示をしたときには適用しません。
  - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

## (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第49条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約請求を 行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより 当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に 一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託 に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前 条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投 資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反 対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第50条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる 事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### (信託期間の延長)

第51条

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に 有利であると認められたときは、受託者と協議のうえ、あらかじめ監 督官庁に届出ることにより、信託期間を延長することができます。

(公 告)

第 52 条

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第52条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第 1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載 すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができま す。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものと みなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条

この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2008年1月21日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

# (附 表)

1. 別に定める投資信託証券

信託約款第 13 条第 1 項および別に定める運用の基本方針の「別に定める 投資信託証券」とは次のものをいいます。

ルクセンブルク籍外国投資証券

ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.

ーゴールドマン・サックス BRICs エクイティ・ポートフォリオ

## アイルランド籍外国投資証券

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

ーゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド

2. 別に定める投資信託証券における休業日

信託約款第 13 条第 1 項の「別に定める投資信託証券における休業日」と は次のものをいいます。

英国証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドンもしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日